

第21回大空町農業委員会総会議事録

令和4年3月25日 第21回大空町農業委員会総会は、大空町東藻琴農村環境改善センター多目的ホールに招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	3番 森 英 章
4番 佐藤 廣 治	5番 斎藤 宏 幸	6番 森 賀 祐 司
7番 伊藤 博 幸	8番 長 尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二
10番 福 田 重 幸	11番 真 鍋 剛	12番 増 子 昭 雄
13番 福 田 英 信	14番 原 本 勝 広	15番 遠 藤 哲 也
17番 佐 野 一 義	18番 渡 辺 誠	19番 高 橋 敬 義
20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克	22番 岡 本 シゲ子
23番 丹 羽 真 治	24番 石 田 正 俊	

(2) 欠席者

16番 石 原 せつえ

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
-----------	-----------	-----------

第21回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第21回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は委員の皆様におかれましては大変忙しい中、第21回総会に出席誠にありがとうございます。また、研修会館が集団接種会場となっておりますことから、本日も先月同様、東藻琴農村環境改善センターで総会を行うことといたしました。</p> <p>さて、コロナ禍の影響を受けまして、いろいろな物の品不足、納品の遅れ、燃料をはじめとしまして、肥料、配合飼料、各種資材等ありとあらゆる物の価格が値上がりしてきてまして、皆様におかれまして、農業経営を行っていく上でも非常に大きな不安要素を抱えることとなってきました。</p> <p>また、このような状況の中、ロシアによるウクライナへの侵攻がおきまして、世界情勢も更なる不安に見舞われております。それを受けまして、更なる品不足、物流の停滞、価格の上昇に見舞われるのではないかと大変心配しているところでございます。</p> <p>今月に入りまして、また吹雪があり、積雪が平年より多いと思われませんが、これより徐々に気温が上がりまして、雪解けも進むと思えます。来月になれば、本格的に色々な作業が始まりますと思えますが、皆さんお身体にお気をつけてお過ごしください。</p> <p>簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>2月24日開催の第20回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第21回農業委員会総会を開催いたします。</p>

	(午後 1 時 3 4 分)
井上局長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、23名であります。 石原委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計13件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、17番佐野委員、18番渡辺誠委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年3月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面については、1ページに掲載しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用</p>

	<p>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となりま す。図面については 2 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 番及び 3 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番及び 3 番朗読】</p> <p>2 番及び 3 番の案件につきましては、それぞれ借主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、3 ページ及び 4 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番及び 3 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。</p>

	事務局。
見延主事	<p>【議案第1号利用権設定関係4番朗読】</p> <p>この件につきましては、現在既に賃貸借を行っている当該農地について、金額等を見直し、再び設定を行うものであります。そのため、図面は省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第1号利用権設定関係4番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。
	事務局。
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係5番朗読】</p> <p>この案件につきましては、大空町から町有地を借り受けておりましたが、この度親から後継者への経営移譲により、借主の名義を再び設定し、引き続き当該農地の借り受けを行うというものでございます。そのため、図面につきましては、省略をさせていただきます。</p> <p>農地法第3条～第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第4地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。
	借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 6 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 6 番朗読】 この件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件と なっております。そのため、図面は省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 6 番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩とします。</p> <p>(●●委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
見延主事	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和4年3月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>1から5番までの案件につきましては、農地更新に係る案件となっております。2月25日に第1地区農業委員により、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p> <p>(●●委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 3 番朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番及び5番について、貸主が同一ですので、 一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第2号利用権設定関係4番及び5番朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係4番及び5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係4番及び5番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利 用集積計画について、議決を求める。令和4年3月25日提出 大空 町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】 この件につきましては、先々月の総会において、公社買入の議決を</p>

	<p>いただいた、一時貸付分に係る案件でございます。 ご審議の程よろしく申し上げます。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 (平成 20 年農業委員会規則第 1 号) 第 18 条の規定により、会長専 決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和 4 年 3 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第 1 号朗読】 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 07 分)</p>